- 3 施設に入所している子ども等の権利擁護の 強化に向けた取組について
- 現時点で厚生労働省において検討している資料であり、今後変更の 可能性があり得るものである。
- 1 「児童福祉行政指導監査の実施について」の一部改正について
- 2 「児童福祉行政指導監査の実施について」の着眼点について

未定稿

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

児童福祉行政指導監査の実施について

平成12年4月25日児発第471号

各都道府県知事・各指定都市の市長・中核市の市長あて 厚生省児童家庭局長通知

「一部改正」 平成15年4月1日 雇児発第0401010号

児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。

ついては、別紙のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第 1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施 要綱を定め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、 管下児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設(児童家庭局所管施設並びに 里親及び保護受託者をいう。以下同じ。)に対し、十分指導監督の実を挙げる よう格段の配慮をお願いする。

なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。

おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の 実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長 通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止 する。

2000 1 児童相談所及び都道府県の設置する福祉事務所に対する指導監査については、都道府県の監査委員事務局等監査を担当する部局との協力等の下に、 児童福祉行政が適正に執行されるようこの通知の定めるところに準じて実施するようお願いする。

2 福祉事務所等に指導監査の権限を委任している都道府県においては、指 導監査の統一的実施を確保するため監査の実施方針、実施方法及び監査項 目等について当該委任機関に対し指導の徹底を図るとともに、十分な連携 の下での指導監査をお願いする。 見直し案

児童福祉行政指導監査の実施について

平成12年4月25日児発第471号

各都道府県知事・各指定都市の市長・中核市の市長あて

厚生省児童家庭局長通知 「一部改正」 平成15年

平成15年4月1日 雇児発第0401010号

平成 年 月 日 雇児発第

児童福祉行政指導監査の実施については、平成10年3月31日児発第250号本職通知に基づき、実施されているところであるが、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が公布され、平成12年4月1日から施行されたことに伴い、従来機関委任事務として行ってきた児童福祉施設の指導監査は自治事務とされ、さらに児童扶養手当支給事務は機関委任事務から法定受託事務とされたところである。

ついては、別紙のとおり地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第 1項の規定に基づく技術的な助言及び勧告として児童福祉行政指導監査実施 要綱を定め、平成12年度から実施することとしたので、次の事項に留意の上、 管内児童福祉行政の実施機関及び児童福祉施設(雇用均等・児童家庭局所管 施設及び里親をいう。以下同じ。)に対し、十分指導監督の実を挙げるよう格 段の配慮をお願いする。

| なお、この通知中、指定都市については児童扶養手当に関する部分、中核 |市については助産施設、母子生活支援施設及び保育所以外の児童福祉施設並 | びに児童扶養手当に関する部分の定めは適用しないものとする。

おって、平成10年3月31日児発第250号本職通知「児童福祉行政指導監査の 実施について」及び平成10年3月31日児企第14号厚生省児童家庭局企画課長 通知「児童福祉行政指導監査の着眼点及び報告書の様式等について」は廃止 する。

1 (略)

2 (略)

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)

別紙

児童福祉行政指導監査実施要綱

1 指導監査の目的

指導監査は、都道府県知事が児童福祉行政の実施機関における児童福祉施設の措置費等についての事務処理状況及び児童扶養手当の支給事務処理状況並びに児童福祉施設についての最低基準等の実施状況が、関係法令等に照らし適正に実施されているかどうかを個別的に詳らかにし、必要な助言・勧告又は是正の措置を講ずることなどにより、児童福祉行政の適正かつ円滑なる実施を確保しようとするものである。

2 用語の意義

この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。

- (1)「都道府県」には指定都市及び中核市を、「都道府県知事」には指定都市及び中核市の市長を、それぞれ含むものとする。
- (2) 「児童福祉施設」とは、児童家庭局所管施設<u>並びに里親及び保護受託</u> 者をいう。
- (3) 「措置費等」とは、児童入所施設措置費及び保育所運営費負担金をいう。

(4) 「入所施設」とは、児童福祉施設のうち保育所を除く施設をいう。

(5) 「実施機関」とは、児童福祉法第22条から第24条までに定める措置を 採る市町村及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当法による児 童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。

3 指導監査の方針

(1) 児童福祉施設の措置費等についての実施機関に対する指導監査は、当該事務の執行が適正に行われているか否かにつき実施するものであるが、併せてこれと密接に関連する当該実施機関の組織・機構、施設入所関係事務、措置費等の関連予算の編成・執行及びその他の事務処理状況等行政全般にわたる状況についても把握するよう努めること。

(2) 児童福祉施設に対する指導監査は、入所者の処遇、職員の配置及び勤務条件、経理状況、設備の状況等施設の運営管理全般にわたって総合的に実施するとともに、施設が民間施設である場合は、当該施設の財政的

基盤の状況等についても把握すること。

前記の実施に当たっては、児童福祉施設がその種別、歴史的沿革、立地条件その他の事情により、それぞれ創意工夫のもとに運営されていることに鑑み、個々の施設の運営努力をも勘案し、形式的、画一的指導にならないよう留意すること。

見直し案

別紙

児童福祉行政指導監査実施要綱

1 (略)

2 用語の意義

この通知における用語の意義は、それぞれ次のとおりとすること。

(1)「都道府県」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市を、「都道府県知事」には指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を、それぞれ含むものとする。

(2) 「児童福祉施設」とは、雇用均等・児童家庭局所管施設及び里親等を

いう。

(3) (略)

(4) (略)

(5) 「実施機関」とは、児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の 実施、母子保護の実施及び保育の実施を行う市町村並びに児童扶養手当 法による児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村をいう。

(略)

すること。

児童福祉行政指導監査の実施について 見直し案 (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知) (3) 児童扶養手当支給事務についての指導監査は、市町村における手当に 係る認定請求及び諸届等の受理、審査、進達等の処理状況が適正か否か につき実施するものである。 (略) 4 指導監査の対象 指導監査は、市町村並びに児童福祉施設の他、必要に応じ児童相談所、 福祉事務所等についても対象とすること。 (略) 5 指導監査の方式及び回数 指導監査は、一般指導監査と特別指導監査に分けて次により実施するこ (1) (略) --般指導監査は、次のアからエによること。 (1)ア 実施機関(児童福祉法第22条から第24条までに定める助産の実施、 ア 実施機関(児童福祉法第22条から第24条までに定める措置機関)及 母子保護の実施及び保育の実施機関)及び措置費等の指導監査につい び措置費等の指導監査については年1回以上の実地監査を行うこと。 では年1回以上の実地監査を行うこと。 (略) イ 実施機関 (児童扶養手当の支給事務の処理に当たる市町村) の指導 監査については、2年に1回以上の実地監査を行うこと。 ウ 児童福祉施設については、児童福祉法施行令第38条の規定により年 児童福祉施設については、児童福祉法施行令第12条の2の規定によ 1回以上の実地検査を行うこと。 り年1回以上の実地監査を行うこと。 実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監 実地監査の実施に当たっては、必要に応じて、例えば、経理指導監 査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項 査について現地において集合監査を行い、又は実地監査の際必要な項 目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的 目についてあらかじめ自主点検表を提出させる等、指導監査の能率的 な実施方法を併用して差し支えないこと。 な実施方法を併用して差し支えないこと。 また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の また、指導監査の方法については、監査対象施設の規模及び前回の 指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。 指導監査の結果等を考慮した弾力的な指導監査を行うこと。 エ 民間の児童福祉施設に対する指導監査を行う場合は、法人監査も併 (略) 工 せて行うよう配意すること。 (2) 特別指導監査は、問題を有する実施機関及び児童福祉施設を対象に必 (2) (略) 要に応じて特定の事項について実施すること。 (略) 6 指導監査の実施計画の策定 (1) 指導監査の実施計画は、毎年度当初に策定すること (2) 指導監査実施計画を策定するに当たっては、行政運営の方針、前年度 の指導監査の結果等を勘案して当該年度の重点事項を定め、その効果的 実施について十分留意すること。 (3) 指導監査の実施時期については、その監査の対象となる実施機関及び 児童福祉施設における諸般の事情等を考慮して決定すること。 (略) 7 指導監査班の編成 (1) 指導監査班は、必要に応じて指導監査事項の区分ごとに関係法令及び 関係指導指針について十分な知識及び経験を有する者2名以上をもって 編成するものとし、そのうち1名は原則として係長以上の職にある者と

児童福祉行政指導監査の実施について	見直し案
(平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)	
(2)児軍妖養手当文給事務の指導監査に当たっては児童福祉施設等の指道	
監査事項と区分して指導監査班を編制すること。	
(3) 児童福祉施設の入所者の処遇内容の指導に当たっては、その所掌に当たるは後に対するとは、	(3) 児童福祉施設の入所者の処遇内容の指導に当たっては、必要に応じて
たる技術指導吏員等を必要に応じて参加させる等配慮すること。	次のア〜ウのいずれかの者を参加させる等により適切な指導が可能とな
	る体制を整えること。
	ア 児童福祉施設の所掌に当たる技術指導吏員
	不 児童福祉施設職員 (元児童福祉施設職員を含む。) ウ その他児童福祉施設内の入所者の処遇について知見を有する者
8 指導監査の事前準備	イ 児童福祉施設職員(元児童福祉施設職員を含む。) ウ その他児童福祉施設内の入所者の処遇について知見を有する者 8 (略)
(1) 指導監査の実施に当たっては、その対象となる者に対し、その期日	O (MA)
→ 損辱監貨職員の捐名その他必要な事項を特別な場合を除き事前に通知す	
ること。	
(2) 指導監査職員は、前回の監査結果の問題点その他必要とする事項につ	
1	
(3) 指導監査に必要な資料(自主点検表を徴することとしている場合は、	
それを含む。)は、あらかじめ整備を行わせること。なお、提出資料等に	
ついては、過重なものとならないよう配慮し必要なものに限ること。 (4) 児童扶養手当支給事務の指導監査において、受給資格者等に対する実	
地調査に当たる職員には、児童扶養手当受給資格調査員証をあらかじめ	
で制造に当たる職員には、允里伏後于自文稲賃格調査員証をあらかしめ 交付しておくこと。	
9 指導監查項目	9 (略)
指導監査は、実施機関及び児童福祉施設に対しては、別紙1「児童福祉	9 (PIG)
── 行政指導監査事項」に、児童扶養丰当支給事務に当たる市町村に対してけ	
別紙2「児童扶養手当支給事務指導監査項目」に進枷して宝施すること	
10 指導監査実施上の留意事項	10 (略)
(1) 指導監査は、公正不偏に指導援助的態度で実施し、努めて関係者の理	
解と自発的協力が得られるよう配意すること。	
(2) 指導監査の過程においては、直接の担当者からの事情聴取のみに終始	
することなく、責任者を中心に進めるよう意を用い、相互信頼を基礎として十分意見の交換を行い、一方的判断を押しつけることのないよう留	
意すること。	
(3) 指導監査の結果、問題点を認めたときは、できる限りその発生原因の	
11 指導監査結果の措置	11 (略)
(1) 講評及び指示等	
指導監査職員は、指導監査終了後、幹部及び関係職員の出席を求めて	
講評及び必要な助言・勧告又は指示を行うこと。	
ただし、人事等特に幹部のみに講評を行うことを適当とする事項については、その者に対し別冷謀認及び助意、対失及は投資する。	
いては、その者に対し別途講評及び助言・勧告又は指示を行うこと。	

児童福祉行政指導監査の実施について 見直し案 (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知) (2) 指導監査の復命 指導監査職員は、帰庁後速やかに指導監査結果について復命書を作成 し、かつ、これに指導監査職員の所見及び現地における意見、要望等を 付して都道府県知事に提出するものとすること。 (3) 指導監査結果の検討及び措置 指導監査結果については、綿密に検討してその問題点を明らかにし、 これに対する監査の対象となった実施機関及び児童福祉施設又は都道府 県が採るべき措置を具体的に決定して、速やかに問題点の解消に努める よう必要な措置をとること。 (4) 指導監査結果の指示及び確認 ア 指導監査結果の指示は、前項の検討に基づき、必要な事項の内容及 び改善方法を具体的に文書をもって速やかに行うこと。 イ 指示事項に対する是正改善の状況は、期限を付して報告を求めるほ か、重要事項については必要に応じてその改善状況等を確認するため に特別指導監査等の措置を採ること。 ウ 指導監査において繰り返し是正措置を採るよう指示したにもかかわ らず、なお改善がなされていないものについては、必要に応じて法令 等に基づく処分を行うこと。 別紙1 別紙 1 児童福祉行政指導監查事項 児童福祉行政指導監査事項 市町村児童福祉行政指導監査事項 1 市町村児童福祉行政指導監査事項 着眼点 主眼事項 着眼点 主眼事項 第1. 児童福祉行政 児童福祉行政主管課の業務体制が適切か。 第1. (略) (略) 児童福祉行政主管課の業務処理体制が適切か。 事務処理体制 イ 内部組織相互間における連携がとられている か。

- 5 -

ウ 児童福祉施設に対する指導が適切に行われて

エ 関係機関等との連携が適切に行われているか。

いるか。

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)		見直し案		
第2. 保育の実施の 確保		第2. (略)	(略)	
1. 要保育児童の把 握状況	(1) 要保護児童(数)等が適切に把握されているか。 ア 保育の実施条例の制定及び運用が適切に行われているか。 イ 保育所等の情報提供の方法、内容等が適切に行われているか。 ウ 学齢前児童及び要保育児童数の把握が適切に行われているか。 (2) 保育所の配置等が行われているか。 ア 保育所の配置状況が適切であるか。 イ 定員見直し、統廃合等が適切に行われているか。 ウ 認可外保育所等関連施設の把握が適切に行われているか。			
2. 保育の実施事務 処理状況	保育の実施事務処理が、適切に行われているか。 ア 保育所入所手続(申込窓口(保育所の代行も 含めて)、申込書、申込時期、保育の実施機関、 入所承諾書の交付等)が利用者の利便に配慮しているか。 イ 入所申込書の受付から入所決定までの事務処理が迅速に処理されているか。 ウ 希望した保育所への入所のため、入所の円滑化に努めているか。 エ 入所の選考(選考する場合の条件、選考基準の制定・内容・公表)が適正に行われているか。 エ 入所の選考(選考する場合の条件、選考基準の制定・内容・公表)が適正に行われているか。 オ 「保育に欠ける状況」の確認が適正に行われているか。 カ 待機児童の解消等に向けた適切な対応、低年齢児(0~2歳)の入所状況を適切に把握しているか。 カ 持機児童の解消等に向けた適切な対応、低年齢児(0~2歳)の計画を立案しているか。 カ 持機児童の解消等に向けた適切な対応、低年齢児(0~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10~10			

	福祉行政指導監査の実施について 25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)		見直し案
3. 保育所運営費の 事務処理状況	キ 広域入所を行っているか。関係市町村との連絡調整等が行われているか。 (1) 支弁対象児童の把握等の状況が適切に行われているか。 (2) 保育単価の設定、通知等が適切に行われているか。 (3) 支弁台帳(総括表、施設表)の記載が適正に行われているか。		
	(4) 運営費の支弁(時期、各種加算費(特に民改費の設定、額の算定等)、額の算定、支弁方法等)が適正に行われているか。 (5) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確認(特に住宅取得控除)、減免の方法が適正に行われているか。 (6) 保育料の徴収方法等が適切に行われているか。 (7) 運営費の精算(実支出額、支弁額、徴収金基準)が適正に行われているか。 (8) 保育児童に関する台帳等の関係書類が適正に整備・保存されているか。		
第3. 入所施設措置 費の事務処理状 況	(1) 母子生活支援施設、助産施設への要措置者の実態把握及び措置者(世帯)の入所状況が適正に行われているか。 (2) 母子生活支援施設、助産施設への措置者(世帯)の徴収金算定基礎が適正に行われているか。 (3) 支弁対象者(世帯)の事務処理が適正に行われているか。 ア 入所措置事務(入所申請の受理、調査、判定、指導、措置等)が適正に行われているか。 イ 措置解除、停止、変更等の事務処理が適正に行われているか。 (4) 支弁台帳(総括表、施設表)の記載が適正に行われているか。	第3. 入所施設措置 費の事務処理状 況	(1) 母子生活支援施設、助産施設への要利用者の実態把握及び利用者(世帯)の入所状況が適正に行われているか。 (2) 母子生活支援施設、助産施設への利用者(世帯)の徴収金算定基礎が適正に行われているか。 (3) 支弁対象者(世帯)の事務処理が適正に行われているか。アー入所申込事務(入所申請の受理、調査、判定、指導等)が適正に行われているか。イー母子保護の実施及び助産の実施の解除、停止、変更等の事務処理が適正に行われいるか。 (4) (略)

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)	見直し案
(5) 措置費支弁(時期、額の算定、支払方法等) が適正に行われているか。 (6) 同一世帯内の扶養義務者の把握、その課税確 認が適正に行われているか。 (7) 措置費の積算(実支出額、支弁額、徴収金基 準)が適正に行われているか。	(5) (略) (6) (略) (7) (略)

2 施設指導監査事項 (1) 社会福祉施設共通事項

主眼事項	着眼点
第1. 適切な入所者 処遇の確保	施設の処遇について、個人の尊厳の保持を旨と し、入所者の意向希望等を尊重するよう配慮がな されているか。 施設の管理の都合により、入所者の生活を不当
1. 入所者処遇の充 実	に制限していないか。 (1) 処遇計画は、適切に策定されているか。 ア 処遇計画は、日常生活動作能力、心理状態、 家族関係及び所内生活態度等についての定期的調査結果及び入所者本人等の希望に基づいて策定されているか。 また、処遇計画は、入所後、適正な時期に、ケケされ、必要に応じて見直しが行われているか。 イ 処遇計画は医師、理学療法士等の専門的なアドバイスを得て策定され、かつその実践に努めているか。 ウ 入所者の処遇記録等は整備されているか。

2 施設指導監査事項 (1) 社会福祉施設共通事項

	主眼事項	着眼点	
	第1. (略)	(略)	
	1. (略)	(1) (略)	
Ī			

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)	見直し案
(2) 機能訓練が、必要な者に対して適切に行われ	(2) (略)
ているか。 (3) 適切な給食を提供するよう努められているか。 ア 必要な栄養所要量が確保されているか。 イ 嗜好調査、残食(菜)調査、検食等が適切になされており、その結果等を献立に反映するなど、工夫がなされているか。 ウ 入所者の身体状態に合わせた調理内容になっているか。 エ 食事の時間は、家族生活に近い時間となっているか。 オ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。また、原材料についてもすべて保存されているか。	(3) (略)
カ 食器類の衛生管理に努めているか。 キ 給食関係者の検便は適切に実施されているか。 (4)適切な入浴等の確保がなされているか。 入所者の入浴又は清拭(しき)は、1週間に 少なくとも2回以上行われているか。特に、入 浴日が行事日・祝日等に当たった場合、代替日	(4) (略)
を設けるなど週2回の入浴等が確保されているか。 (5) 入所者の状態に応じた排泄及びおむつ交換が適切に行われているか。 排泄の自立についてその努力がなされているか。トイレ等は入所者の特性に応じた工夫がなされているか。また、換気、保湿及び入所者の	(5) (略)
プライバシーの確保に配慮がなされているか。 (6) 衛生的な被服及び寝具が確保されるよう努めているか。	(6) (略)

児童福祉行政指導監査の実施について (平成12年4月25日児発第471号厚生省児童家庭局長通知)				見直し案
	(7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア 定期の健康診断、衛生管理及び感染症等に対する対策は適切に行われているか。 イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、必要な医師、嘱託医がおかれているか。)また、必要な医師、可能保験はないるか。)また、医の人所者の身体状態・症状等に応じてかれているが。(8) レクリエーションの実施等が適切になされているか。(9) 家族との連携に積極的に努めているか。また、入所者や家族からの相談に応じる体制がとかれているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。相談に対して適切な助言、援助が行われているか。(10)苦情を受け付けるための窓口を設置するなど苦情解決に適切に対応しているか。(11)実施機関との連携が図られているか。(11)実施機関との連携が図られているか。			 (7) 医学的管理は、適切に行われているか。 ア (略) イ 施設の種別、入所定員の規模別に応じて、 必要な医師、嘱託医がおかれているか。(必要な日数、時間が確保されているか。)また、個々の入所者の身体状況・症状等に応じて、医師、嘱託医による必要な医学的管理が行われ、 看護師等への指示が適切に行われているか。 (8) (略) (9) (略)
2. 入所者の生活環 境等の確保	施設設備等生活環境は、適切に確保されているか。 ア 入所者が安全・快適に生活できる広さ、構造、 設備となっているか。また、障害に応じた配慮 がなされているか。 イ 居室等が設備及び運営基準にあった構造になっているか。 ウ 居室等の清掃、衛生管理、保湿、換気、採光 及び照明は適切になされているか。	2	(略)	(略)
3. 自立、自活等へ の支援援助	入所者個々の状況等を考慮し、施設種別ごとの 特性に応じた自立、自活等への援助が行われてい るか。	3	(略)	(略)